

# 沖縄県平和創造の森公園 多目的広場利用要領

令和5年9月

指定管理者

沖縄文化スポーツイノベーション株式会社

## 1 多目的広場等利用申請・許可について

(1)多目的広場を専用して利用しようとする者（以下「申請者」という。）は、指定管理者（以下「管理者」という。）によって規定されている「沖縄県平和創造の森公園 多目的広場利用許可申請書」（以下「申請書」という。）の様式に必要な事項を記入し、利用予定日の前日までに、管理者あてに申請書を提出しなければならない。

(2)申請者はメールや電話、ホームページ等で空き状況を確認後、沖縄県平和創造の森公園（以下「公園」という。）のホームページ又は公園管理事務所において申請書様式を取得し、メールまたはファックス、郵便、持参のいずれかによって申請書を提出すること。またこれらの通信環境が整っていない場合には管理者と調整し、利用予定日までに申請書を提出すること。

(3)管理者は申請者が提出した申請書において、記入漏れや誤表記が無いか確認したのち、申請者の適性を勘案し「沖縄県平和創造の森公園利用許可書」（以下「許可書」という。）を発行する。なお、許可書の受渡しは料金支払い後とする。

## 2 利用時間・料金について

(1)利用時間とは、準備・片付け・撤収を含めた時間であり、申請者はその責任において時間内に行事を完了するよう心掛けること。片付けとは原状回復(利用する前の状態と同等の状態を復元すること)を指すものとし、利用後は申請者の責任によって軽い清掃を行うこと。なお、休憩時間も利用時間に含むものとする。

### (2)多目的広場利用時間について

	時間帯	期間
夏期	10時～18時	4月1日～8月31日
冬期	10時～17時	9月1日～3月31日

(3)利用料金は一時間あたり、一般・学生（大学生含）600 円、児童・生徒（就学前、小中高生）は 300 円とする。但し別途定める「利用料金減免規程」に基づく減免申請等があった場合はこの限りでない。

(4)一般・学生と児童・生徒混合で利用する場合は、一般・学生の料金を徴収する。

(5)管理者の都合、または悪天候等により利用途中で利用の中止を求める際には、支払われた金額と、利用時間に対する金額との差額を返金する。なお利用時間は1時間を単位とし端数は切り捨てるものとする。

（例：2時間40分の利用があった場合、2時間分を徴収し、40分は切り捨てる）

### 3 予約・キャンセル等について

(1)利用の予約は原則、利用したい日が属する月の前月 1 日（休園日の場合は翌日）から受付を開始する。

(2)空き状況を電話等で確認し、予定日の前日までに申請書を提出すること。

なお、電話での予約不可とする。（同日に複数提出があった場合は抽選を行う）

※空き状況の確認は予約を確保するものではありません。

(3)申請書を受理後、管理者から予約成立の連絡を行う。なおメールで申請書の提出を行った場合は送信元アドレスへ、FAX で提出した場合は指定された FAX 番号か責任者の電話へ予約成立の連絡を行う。提出後に 3 日が経過しても管理者から連絡がない場合は、何らかの理由で届いていない可能性があるため、電話で連絡すること。

(4)前月中の予約は原則、1 団体につき 1 件（日）とする。当月は予約に空きがあれば複数件予約することが可能なものとする。

(5)原則キャンセルは受け付けないものとする。同様に仮予約、キャンセル待ちも受け付けない。（キャンセルが出た場合はホームページで周知する）

(6)やむを得ない理由により、「キャンセルしなければならない状況」が発生した場合には速やかに報告すること。特定の団体において、直前や自己都合によるキャンセルが頻発、複数会場のキープ等が発覚した場合は以降の使用許可を行わない。

#### 4 資材搬入等について

(1)資材搬入等のために車両を園内に入構させる場合は、申請書において該当項目をチェックするとともに、事前に管理者と調整を行うこと。入構の際は「多目的広場利用許可書」が入構許可証となる。

(2)資材搬入等のため、入構を許可する車両の台数は1台までとする。園路の走行時は徐行を原則とし、細心の注意を払うこと。園内走行中の事故について管理者は一切の責任を負わないものとする。なお搬入終了後は速やかに一般駐車場に移動し駐車すること。

(3)管理者が認めた特別な理由がない限り、許可車両以外の入構、駐車の一切を禁ずる。二輪車であっても同様とする。

#### 5 その他留意事項

(1)利用日当日は許可書を必ず持参し、申請者の責任において管理しなければならない。紛失・破損などがあった場合には速やかに管理者に申し出ること。

(2)申請者は申請書及び許可書に記載された利用規約を遵守・遂行しなければならない。これに著しく違反・不履行があったと判断した場合、今後許可書の発行を行わない。

(3)申請書に記載した利用時間に変更があった場合は速やかに申し出ること。

(4)利用料金の支払いは原則、利用前に前金で支払うものとする。

(5)利用人数が100人を超える場合、または駐車場の混雑が予想される場合には、申請者側で駐車場案内係を1人以上用意すること。管理者が不要と判断すればその限りでない。

(6)サッカーの試合を1日に4試合以上行う場合は利用申請書の他に日程表を提出すること。

(7)利用中に事故・怪我・災害等があった場合には現場において適切な処置を行った後、速やかに管理者に報告すること。

(8)管理者は事故・災害・盗難・遺失等、管理者の責めに帰さない事柄について一切責任を負わないものとする。

(9)その他、申請者は管理者が規定する公園施設利用の規約に従い、公序良俗に反しないよう心掛けねばならない。

(10)利用団体による忘れ物は団体の責任者がすべて持ち帰ること。部外者のものと判断がつかない場合は、管理事務所において1カ月間預かるものとする。(それ以降は破棄)

(11)申請書の提出は本要領、及び申請書における注意事項に同意したものと定義する。

なお、本要領は「沖縄県平和創造の森公園」の指定管理者である沖縄文化スポーツイノベーション株式会社が定めたものであり、今後指定管理者の変更があった場合には適用されない。また当要領は利用状況により加筆・修正される場合があるものとする。

この要領は令和5年4月1日より施行する

# 手続きの流れ

